

年 表

1678	1677	1674	1673	1671	1670
6 戊午	5 丁巳	2 甲寅	延宝 ¹ (9・21) 癸丑	11 辛亥	10 庚戌
この年、出石藩、若狭屋八右衛門の銀札を藩札に切り替え、札元を替えて継続する		1・18 出石城主小出吉重没する この年、若狭屋八右衛門、出石藩の許しを得て銀札を発行する この年、京都在住の桜井右近・松屋八郎右衛門(商人)ら、出石藩医師春田休也の斡旋により、浅間・宿南両村抱えの畑地を割いて新田に開発することを許される(伊佐新田(商人資本の農村進出))	12・12 出石城主小出吉重、家督を長子備前守英安に譲る(英安、弟左近英直に新墾田一五〇〇石を分け与える、ここに小出家の分家は四家となる) この年、出石町分・水上村の検地が行なわれる		このころ、出石藩に大庄屋制が始まる
				10 幕府、幕府領諸代官に宗門人別改帳の作成を命ずる	
	3 幕府、検地条目二八か条を定める	4 畿内に大洪水おこり、六月に再びおきる			
	このころ、貢租の重庄により田畑の質入れが増加する このころから、商人資本の農村進出が目だつ				

1689	1688	1687	1683	1682	1681	1679
2 己巳	元禄1 (9・30) 戊辰	貞享4 丁卯	3 癸亥	2 壬戌	天和1 (9・29) 辛酉	延宝7 己未

この年、弘原町分・長砂村・弘原中村の検地が行なわれる

この年、伊佐新田完成する（面積二二町四反六畝、高三二五石一八六合）

この春、上野・日野辺・桐野三か村入り会いの四万谷・山才に山論おこる

3・23 出石藩、四万谷・山才山論に裁許を下す（上野村の抱え地と決した上で、日野辺・桐野両村の入会権を認める）

この年、出石藩、大庄屋制を一時廃止する

この年、豊岡藩、藩札を発行する

1 幕府、諸国に巡見使を派遣する

この年、但馬明延銅山に再度口屋番所が設置される

この年、但馬朝来郡の大同寺の開山堂が建立される

1 幕府、生類憐みの令を出す

9 幕府、酒造半減令を出す

この年、但馬明延銅山、再び請座制となる

この年より、幕府領においては延宝検地の新検高によって年貢を徴収する

1695	1694	1693	1692	1691
8 乙亥	7 甲戌	6 癸酉	5 壬申	4 辛未
<p>2・14 久千代英及に英長の遺領相続が言い渡される（英及、生後三か月の乳児であるため後見人として小出権之助英直〔土田〕・小出内記英輝〔大藪〕・小出主膳英雄〔倉見〕の三分家が任せられる）</p>	<p>11 出石城主小出英長の長子久千代生まれる</p> <p>12・17 城主英長没する（江戸在動中、30歳）</p> <p>この年、出石藩、弘原庄を山之中組へ所属替えするにあたり、該当村の一部に再度検地を実施する</p>	<p>6 小出英長、初めて出石入りする</p> <p>9 城主英長、経王寺において祝いの相撲興行を観覧する（城下にぎわう）</p>	<p>3・11 小出英安の嫡子大和守英益、家督を継ぐがこの年の一〇月上旬病で倒れ、一〇月一〇日没する（26歳）</p> <p>12・11 小出英益に嗣子がなかったため、大藪小出家英輝の弟英長を養子に願ひ出て許され、この日遺領相続がなされる（播磨守に叙任される）</p> <p>このころ、鉄屋十郎兵衛が長谷村沢地の開発を願ひ出て着工する</p>	<p>12・26 出石城主小出英安没する（55歳）</p> <p>この年、英安、宗鏡寺開山堂を中興建立する</p>
8 幕府、金銀貨を改鑄する			<p>この年、幕府、再度各宗本山に末寺帳の作成を命ずる</p>	

元禄9
丙子

10・22 出石城主小出英及没する(3歳)、嗣子なく封地を収公される

11・1 出石藩の領民、手持ちの銀札が無効になるのを恐れ札場・札元に殺到する、両所とも銀札引き替えを拒否したため札元鍋屋三郎右衛門・手辺村同籠野屋与三兵衛宅を打ち壊す

11・1 新田地主に土地を奪われた養父郡浅間村・宿南村の村民約三〇〇人、新田伊佐村へ押し寄せ京屋(地主たちの会所)を襲う

11・2 長谷沢新田の鉄屋十郎兵衛、襲われ家屋の打ち壊しに遭う

12・5 出石城を預かる幕府諸役人、出石へ到着する(代官小野朝之丞・石原新左衛門、勘定奉行岩出瀬兵衛・能勢権兵衛、目付永田弥左衛門・西尾藤兵衛)

12・6 出石城を明け渡す、丹波亀山城主久世出雲守重之(五万石)、請け取りを命ぜられる

この年、小野・石原兩代官、領内に法度書を令する

この年、小野・石原兩代官、元禄九年貢米未納分の上納につき、年貢高を変更しない代わりに御救いとして石当たり銀三六匁の値段で翌年春までに銀納するよう命ずる(平常年に比べ格安の値段)

2・11 幕府、出石領主に武蔵国岩槻領主松平伊賀守忠徳(のち忠周)を移す

4・6 城主忠徳、入国して城を請け取る(四万八〇〇〇石)

4・30 出石郡奥矢根・矢根・口矢根・唐川・木・太田市場・中山の六か村が矢根銀山付き村々として生野代官所支配に替わる(この

8・12 和泉国陶器藩小出家(一万石)、無嗣断絶により所領を収公される

この年、米価高騰し、幕府は米買い占め商人を捕らえ米を没収する

4 幕府、諸大名に国絵図の改訂を命ずる

10 幕府、酒造高を調査し、酒屋に酒価の五割の運上金を賦課する(第三次株改め、「元禄調高」と称し、

10
丁丑

年 表

1702	1701	1700	1699
15 壬午	14 辛巳	13 庚辰	12 己卯

上げ知により出石郡山之中組の村高が減少するため、奥山・弘原上・弘原中・弘原下・鍛冶屋・長砂の六か村が下郷から山之中組へ所属替えされる)

この年、鍛冶屋村と上野村、百合谷の入会権をめぐり山論をおこすこの年、城主忠徳、一〇か年賦返済を条件に五〇〇〇兩を借金し、移封にともなり引越し手当を支給する(禄高に応じて支給)

この年、出石藩、大庄屋制をしくため領内をいくつかの区域に分ける(出石郡は出石町分、下郷、山之中の三つに分けられる)この年、出石領内に銀札に関する「定」を公布する

出石城主松平忠徳、三の丸に御殿を建ててて対面所と称し、この年か

以後の酒造統制の基準となる)

12 幕府、酒造高を前年の五分の一とする

このころより、地主制の展開が著しくなる

3 赤穂城主浅野長矩、江戸城中で吉良義央を傷つけ、切腹のうえ封地を没収される

この年、大坂の銀座に銅座を兼ねさせ、諸国の産銅を買い上げさせる

7 幕府、酒造量を制限する

1708	1707	1706	1705	1704
5 戊子	4 丁亥	3 丙戌	2 乙酉	宝永1 (3・13) 甲申
6・9 出石藩主仙石政明の九男熊次郎没する(2歳) この年、仙石靱負(政房と改名)、藩主政明の養子となる この年の暮れ、藩主政明、上げ米令を発する(知行取りの禄は残ら	8 出石藩主仙石政明の九男熊次郎生まれる 10 出石藩札発行を停止する この年から、小物成運上の一つ店役が廃止される	1・28 出石城主松平忠徳、一万石加増(五万八〇〇〇石)のうえ、 信濃上田へ所替えを命じられる(上田城主仙石政明が出石へ移され る) 4・19 政明、上田時代と同じ石高となるために、播州加東郡・加 西郡に一万石が与えられる 6・15 政明、出石城を請け取る		この年、須義神社本殿上棟する ら藩主の居館とする

12 赤穂浪士大石良雄ら、吉良義央
邸に討ち入る

3 幕府、物価・賃金の騰貴を抑制
する

この年、生野銀山若林山を御所務山
とする

10 幕府、各藩の藩札通用停止を命
ずる

年 表

1714	1713	1712	1710	1709
4 甲午	3 癸巳	正徳2 壬辰	7 庚寅	6 己丑

ず借り上げ、家族分だけの扶持米を給付)

この年、仙石政房の弟政友、大名分年寄席となる

6 出石藩領気多郡の惣百姓、重課を訴え二〇か条の訴状を提出する

- 1 幕府、生類憐みの令を廃止する
- 3 幕府、酒屋運上金の廃止を決める
- この年、但馬地方大千魃に見舞われる
- 3・1 幕府、諸国に巡見使を派遣する
- この年、幕府、金銀を改鋳する
- この年、但馬地方大千魃に見舞われる
- 3 幕府、大坂銅座を廃止する
- 6 新井白石、貨幣改鋳に関する意見書「改貨議」を幕府に提出する
- 5 幕府、金銀貨を改鋳する(正徳金銀)
- この年、近畿諸国不作、米価高騰する

1719	1718	1717	1716	1715
4	3	2	享保1 (6・22) 丙申	正徳5 乙未
己亥	戊戌	丁酉		

6・6 出石城主仙石政明没する(59歳)、直ちに政房が襲封する
この年、桜井舟山(善蔵)、養父郡伊佐村に生まれる

9 出石城主仙石政房の弟政友、一〇〇〇石加恩されて一五〇〇石となり大老上席に任ぜられる

5 幕府、長崎貿易を制限する(正徳新令)

10 幕府、酒造量を制限する

5 幕府、新井白石らを罷免する

7 幕府、巡見使を諸国に派遣する
この年、幕府、生野銀山に長崎回銅として四二万四八九七斤余を供出させる

この年、生野奉行を生野代官と改称する

関10 幕府、物価騰貴を安定させるため正徳金に換えて享保新金と呼ばれる貨幣を鑄造し、強制的に旧貨幣と交換することを令して物価下落を図る(新金銀通用令)

年 表

1725	1724	1723	1722	1721	1720
10 乙巳	9 甲辰	8 癸卯	7 壬寅	6 辛丑	5 庚子
	3・19 上野村、水上村の百合谷への入会権主張に反論する文書を代官へ提出する（入会権は町方のみで、町分の中の在方にはない）	3・24 水上村、出石町分に乗乗して百合谷への入会権獲得を図るため、出石町分との一体性を訴え出る	6・23～24 終日雨降り、一丈三・〇三メートル増水、谷山川満水し東門・大手門土橋を押し崩し、石垣所々破損（待屋敷破損四五軒・同半壊八軒・町家破損六〇軒・同潰家一〇軒・流家六軒・在々潰家三五軒・同流家一六軒、溺死者八人、田畑二万石余水入）	閏7・15 大雨洪水、七尺余増水する 9 仙石久貞（主計家）、御役御免を願い出る この年、出石藩主仙石政房、幕府奏者番に任ぜられる	この年、出石城主仙石政房、追鳥狩を催す
5 但馬朝来郡一〇か村百姓惣代として楽音寺村新右衛門ら六人、江戸に赴き箱訴を行なう	2 幕府、諸物価の値下げを命ずるこの年、但馬地方大干魃に見舞われる		7 幕府、諸大名に上げ米を課し、参勤交代の期限を緩和する	8 目安箱を評定所門前に設置するこのころ、備中銀納が普及する	10 幕府、酒造量を制限するこの年、生野代官所支配の村々で四分の一銀納が始まる

1731	1730	1729	1727	1726
16 辛亥	15 庚戌	14 己酉	12 丁未	享保11 丙午

1・26 出石藩、美含郡若松村・養父郡養父市場村・山之中久畑村の各出張所で藩札引き替え業務を開始する

11・9 出石藩、藩札発行願書と計画書を幕府勘定奉行松波筑後守正春のもとへ提出する(同月二十九日付けをもって許可される)
12・26 出石藩、藩札発行を再開する

この年、仙石久貞、44歳の働き盛りでありながら隠居申し付けられる(息子伊織久敬が相続するときには三〇〇石減知の四〇〇石となる)
6・19 出石城主仙石政房、領内名主・大庄屋・小庄屋・御用達へ多額の御用銀を申し付ける(米穀値段の低迷が続く藩財政が窮迫)

5 豊岡藩、藩札を再開する

4 上げ米令を停止し、参勤交代を旧に復す
6 幕府、諸藩に対し藩札の復活を許可する

6 但馬二方郡の三尾村と赤崎村、わかめの採取をめぐる争う
9 幕府、京極高永に豊岡藩の襲封を認め藩領三万三〇〇〇石のうち一万八〇〇〇石を割いてこれを幕府直領とする
4 豊岡藩、藩士一八七人を削減する

1736	1735	1734	1733	1732
元文 ¹ (4・28) 丙辰	20 乙卯	19 甲寅	18 癸丑	17 壬子
	4・23 出石城主仙石政房没する(63歳)	この年、出石城主仙石政房、寺社奉行となる		出石城主仙石政房、支族の仙石政因の七男陽之助を養子とする
	6・18 政房の養子陽之助、襲封し、名を政辰と改める(13歳)			
				この年、幕府、諸宗本山に対して末寺帳の書き上げを命ずる
				この夏、西日本一帯に蝗害が発生し被害甚大
			5 幕府、米の買い占めを禁ずる	
		10 幕府、米価下落のため最低価格を決める		
		この年、生野銀山千珠山が御所務山となる		
		この年、生野代官小林孫四郎、代官所領の年貢の江戸回米を企て農民に反対される		
	5 幕府、金銀貨の改鑄を行なう			
	この年、生野代官所領の農民、石代値段の引き下げを訴え、豊岡相場の上・中・下米平均の四匁増に決まる			
	この年、豊岡藩、札改めを行なう			

1741	1740	1739	1738	1737
寛保1 (2・27) 辛酉	5 庚申	4 己未	3 戊午	元文2 丁巳
	この年、出石城主仙石政辰、追鳥符を催す この年、城主政辰、上げ米停止令を出す	この年、仙石伊織久敬、二〇〇石加恩されて六〇〇石となる		この年、出石城主仙石政辰、仙石伊織久敬を年寄に任ずる

この年、生野銀山若松山が御所務山となる

12 生野銀山で鋳夫らが銀山関係者の困窮を訴え、一揆をおこす
12 生野代官所領の朝来郡の百姓ら、高免の引き下げ、夫食貸を要求し、一揆をおこす

この年、生野銀山より幕府への運上銀、九〇貫七〇六匁余に達する

10 但馬七美郡の旗本山名領二一か村の百姓、代官の非違・大庄屋の専横を訴えて一揆をおこす

6 但馬気多郡の上知新料一五か村、年貢の皆銀納願を出す

この年、生野代官所領の石代値段を城崎・二方両郡は豊岡相場の上・中・下米平均の四匁増、気多・養父両郡は五匁増とする

年 表

1748	1747	1746	1745	1744	1742
寛延 1 (7・12) 戊辰	4 丁卯	3 丙寅	2 乙丑	延享 1 (2・21) 甲子	2 壬戌

4・3 出石大火(宗鏡寺町より出火、侍屋敷六軒・医師三軒を含め町屋二四六軒類焼する)

1 出石城主仙石政辰、政房の三女増子と結婚する

3 城主政辰、政房の子金五郎政芳(13歳)を養子とする

6・27 桜井東亭(俊蔵)、養父郡伊佐村の川瀬道治の二子に生まれる

8・24~25 大風雨により、損毛田畑高一〇二九石余が冠水する(潰家一九六軒、破損家一八九軒・堂社二八宇・制札場一七か所、船破損二二艘、死者二人)

7・17 出石藩、播磨国加東郡領知二九三六石六九四合が召し上げられた代知として、美作国(岡山県)勝南郡に込み高三三四石〇三九合が加わった三二七〇石七三三合を与えられる

この年、仙石伊織久破、一〇〇石加恩されて元の禄高七〇〇石となる

6・4~5 在所洪水大風、田畑一万三六九〇石余に土砂流入する(出石城三の丸石垣一か所三間余が崩れ、三の丸堀百間余に土砂流

7 近畿に大洪水おきる

この秋、勘定奉行神尾春央、但馬その他の国々を巡見する(年貢を増徴する)

5 生野代官所領但馬朝来郡与布土庄の勝右衛門、江戸に赴き、老中酒井忠恭に年貢の軽減について越訴する

宝暦¹
 (10・27)辛未

3 庚午

寛延²
 己巳

入、外堀一八〇間余に土砂流入)

9・2~3 大風雨、所々破損する(潰家一七五軒・半潰家一〇六軒、死者八人)

9・17~18 大風雨、田畑およそ一万一五七〇石余に土砂流入する

6・15 谷山裏町一带火災(会所一軒・侍屋敷三〇軒・長屋三軒・番所一か所・寺四か寺・町家一一三軒焼失)

7・2~3 大風雨洪水、田畑およそ二万四八〇〇石余が冠水、土砂流入する(山抜九九〇か所・流家一七八軒・潰家二一一軒、死者三人、流牛二頭、漁船三艘)

この年、芦田仏白、材木町の名主堺屋又七の二男に生まれる

1 出石城主仙石政辰、家政直裁宣言を下す

3 城主政辰、桜井良翰(通称善蔵)に但馬の故事編集を命ずる

6・5~6 大雨洪水、田畑高およそ一万三六〇〇石余が冠水、土砂流入する(土手切れ一万四〇三〇間余・山抜八八か所・流家一一軒・潰家四三軒、死者二人)

12・25 出石藩の儒者桜井良翰、藩主の命により『但馬考』を著わす(全三卷)

この年、出石城主仙石政辰、仙石伊織久敬を勝手方がかりに任ずる

1 幕府、百姓の強訴を嚴禁する

年 表

1756	1755	1754	1753	1752
6 丙子	5 乙亥	4 甲戌	3 癸酉	2 壬申
<p>9・16 風雨洪水、田畑高およそ一万七〇〇〇石余が冠水、土砂流入する(山抜六六か所・潰家四軒)</p>	<p>7・22～23 大風、田畑高およそ二万二六〇〇石余が風害を被る(堂潰四か所・潰家七〇軒・破損家六八軒、死者二人)</p> <p>この年、出石城主仙石政辰の長男生まれる</p> <p>この年、仙石伊織久敬、一〇〇石加恩されて八〇〇石となる</p>		<p>この年、出石城主仙石政辰の養子政芳没する</p> <p>この年、城主政辰、領内に五〇〇〇両の御用銀を申し付ける</p>	<p>この年、出石藩、藩士より一〇〇〇石程度借り上げる(上げ米を停止してから一二年目、藩の台所は上げ米なしでは賄い切れなくなっていた)</p>
<p>6 米価高騰のため、幕府米商人の買い占めを禁ずる</p> <p>この年、但馬浜坂村の仲屋小三郎が錢札三種を発行する</p>		<p>11 幕府、酒造勝手令を出す</p> <p>この年、但馬の名草神社の本殿が造営される</p> <p>この年、但馬の俳句集『行合田』が刊行される</p>		

1763	1762	1760	1759	1758	1757
13 癸未	12 壬午	10 庚辰	9 己卯	8 戊寅	宝曆7 丁丑
5・4 出石藩、播磨国加西郡領知七一五二石一五九合の上げ知を命じられた代知として、丹後国(京都府)竹野郡九か村・熊野郡一二か村、七一五二石一五九合が与えられる	この秋、兩度の大雨洪水、田畑高およそ一万八一八九石余が冠水する(山抜一〇二七か所、潰家・流家二八軒、死者一〇人)	この年、出石城主仙石政辰の二男生まれる	2 上野村と日野辺村の百合谷入会権をめぐる争論、大庄屋桐野村福富甚太夫・佐々木村多根太郎左衛門の仲裁により治まる 4・29 鍛冶屋村より出火し、侍屋敷六軒・百姓家一一一軒・町家七六軒・寺一か寺が類焼する	8・20 大雨洪水、田畑高およそ一万四六三八石余が冠水、同一二七石余に土砂流入、出石城外構西丹波口堀石壁一か所破損する 10 仙石伊織久敬、大老席に任ぜられる	1 仙石伊織久敬、二〇〇石加恩されて一〇〇〇石となる 2・2 榎井舟山没する(41歳)、(著書に『舟山文集』・『但馬考』などがある)

8 幕府、新規の金銀銭札の発行を禁止する

12 豊岡藩、大坂に骨柳問屋を開設させる

年 表

1769	1768	1767	1766	1765	1764
6 己丑	5 戊子	4 丁亥	3 丙戌	2 乙酉	明和1 (6・2) 甲申
	7・22 大水出水、出石大橋一丈二尺の増水 10・19〜20 出石郡下郷一三か村の百姓、年貢減免を要求して強訴する(庄屋主導型の典型的一揆)	この年、出石城主仙石政辰の長男没する(13歳)		5・15 出石藩、砥石場山論に里村六か村の主張をほぼ容れた裁決を下す	この年、出石藩主仙石政辰、奏者番を命ぜられる 3 里村六か村(坪井・田多地・安良・嶋・福居・伊豆)、袴狭村の砥石場(入会山)における新林・刈り畑の造成に対して、その廃止を藩役所へ訴える(薪や肥草の刈り取り地が制限されることに対するもの)
2 幕府、農民の徒党・強訴の取り締まりを命ずる		8 幕府、諸国百姓の強訴・徒党を禁ずる	3 幕府、諸国村々に手作り菜種の手絞り以外の絞り油業を禁止する この年、豊岡藩、新銀札を発行する	9 幕府、明和五刃銀を発行する	

1775	1774	1773	1772	1771	1770
4 乙未	3 甲午	2 癸巳	安永 ¹ (11・16) 壬辰	8 辛卯	明和7 庚寅
8 藩主政辰、伊木町に藩校を創設し「学問所」と呼ぶ（のちの弘道館）	4 仙石友之助、藩主仙石政辰の二女明子と結婚する	4 仙石友之助、側室に男子を儲け、土岐鉄之助と称する	この年、出石藩江戸屋敷類焼する この年、出石藩、出石蔵（年貢米を収納する蔵）へ入れる米・大豆は一斗俵と定められる（二の丸西の郭下の山すそに九棟建っており、最大の蔵は長さ一四間・横三間・高さ一間半）		12 出石城主仙石政辰、支族の仙石丹波守久近（二〇〇〇石）の二男友之助を養子にする（政辰の二女明子に配することを予定）

- 4 幕府、強訴・徒党・逃散を訴人するよう高札を立てる
- 5 お蔭参りが流行し、翌月にかけて県内各地から大挙して参宮に出かける
- 5 幕府、農民の江戸門訴の嚴罰を再令する
- 9 幕府、南鐐二朱銀を發行する
- 4 諸国に疫病流行する
この年、但馬の俳句集『俳諧十百韻』が刊行される

年 表

1783	1782	1781	1779	1778	1777	1776
3 癸卯	2 壬寅	天明1 (4・2) 辛丑	8 己亥	7 戊戌	6 丁酉	5 丙申
7 出石城主仙石久行、諸大名と共に木曾川・佐屋川・筏川・鍋田川の堤防改修工事を命ぜられる(工事、八月二日までに完成する、一	2 出石城主仙石久行、「学問所」の新校舎を完成させ、藩校「弘道館」と改名する、自ら扁額「弘道館」を書いて館中に掲げる	5・27 出石城主仙石久行入部する	7・24 出石城主仙石政辰没する(58歳、宗鏡寺に葬られる) 11・6 政辰の養子友之助が襲封し、名を久行と改める		6 仙石伊織久敬没する(62歳)(嫡子内蔵允久賢が相続、年寄に任ぜられ勝手方がかりを命ぜられる) この年、桐野の御出石神社本殿改築される	10・5 桜井東門(良蔵)、備前是里に生まれる
7 信州浅間山、大噴火をおこす(北半球に異常気象をもたらす)	この年、諸国飢饉(大凶作となり食物を求めて家を離れ、一時乞食となる者が多く現われる)			6 ロシア船蝦夷地に来航し、松前藩に通商を求める	9 幕府、農民の強訴・徒党を禁ずる	12 仙石伊織久敬、大老となる

5
乙巳

天明4 甲辰

- 月一〇日までに普請に要した分担金八三三兩一步を上納する)
- 12 出石藩、大凶作で放浪する人たちを收容する小屋を出石に建て
る
- この夏、穀価がしだいに上がり、銀一匁で米が九合しか買えなくな
る(この春、一匁につき一升一合五夕)
- この年、領内の村々、飢餓を救うため、必死に食糧・融資の獲得に
つとめる
- 3 出石藩、困窮する村々に麦の貸与や融資を行なう(下郷坪井村
麦一石を借用、下郷東組一五か村、銀六貫五〇〇匁を借り受ける)
- 4 伊豆屋弥左衛門、丹波の焼物職人久八に作陶(試作)させる(土
もの出石焼の創始)
- 6・5 伊豆屋弥左衛門、藩有地(桜尾)の一部を借り受けて土焼き
本窯の築造にかかる
- 9・29 芦田仏白没する(36歳)
- 10・11 伊豆屋弥左衛門、初窯作品の窯出しに成功し、初穂として
藩役人などに配る
- 10 出石藩久美浜一揆がおこり、代官所から救援を求められて出動
する
- 3 伊豆屋弥左衛門、江戸表の藩主仙石久行に本窯初穂として「旅

- 10 播磨から但馬生野代官所領村々
へ、酒造制限を訴えた出所不明の回
状が届く
- 11 幕府、百姓一揆の取締りを全国
に命ずる
- 11 但馬養父・気多・朝来三郡の村
々が生野銀山山方に救恤を求める
- 12 幕府、融通貸付銀の制度を開始
する

1788	1787	1786
8 戊申	7 丁未	6 丙午
<p>2・16 伊豆屋弥左衛門、素焼き窯などが焼失し、大打撃を被る (以後経営は好転せず)</p> <p>6 出石藩、天候不順なため、天気の回復と作物豊熟を願って郡々の神社に五夜五日の祈禱をするよう命ずる</p>	<p>この年、出石藩、焼き物商売・松割り木の払い下げ等を認める この年、伊豆屋弥左衛門、大坂の職人やわたや勘七・京職人近江屋吉兵衛を雇い入れて事業を拡張する</p>	<p>枕花入」を献上する(七月藩主帰国時に酒代百疋を下賜される)</p> <p>9・17 出石城主久行没する(33歳、同月二日経王寺に葬る)、喪を伏せたまま鉄之助(12歳)相続願いを提出し、許可がおりてのち一〇月一四日に久行の喪を発表する</p> <p>12・14 鉄之助、仙石久道と名を改め襲封する</p> <p>6〜7 雨が続き、虫害も発生して大不作となる</p> <p>この年、出石藩、「下され米」を支給する(宮内・坪井・田多地・安良・上鉢山・下鉢山・香住の七か村に一八石)</p>
<p>この年、但馬で句集『老の柳』が刊行される</p> <p>この年、幕府、酒造三分の一造り令を出す(天明八年改高)の三分の一</p>	<p>5 米価騰貴、江戸・大坂など各地で打ちこわしがおきる</p> <p>6 松平定信、老中となる(寛政の改革始まる)</p> <p>このころ、円山応挙、弟子と共に但馬香住の大乗寺で襖絵を描く</p> <p>このころ、但馬関宮に心学の敬忠舎が開設される</p>	<p>9 幕府、酒造半減令を出す</p>

寛政1(己酉)
1・25

3・28 肥前平戸領木原村石焼職人兵左衛門、出石に来る(約一月間伊豆屋に滞在し、焼き物に従事する)

4 出石藩、日照り続きで水不足のため、出石神社・養父郡妙見宮で雨乞いを命ずる、また出石の山伏総出で、坪井村法安寺池にて雨乞いをするよう命じ、執行させる

この年、磁器出石焼が始まる

このころ、棒術重房流師範中村盛徳(文蔵)、地理学者伊能忠敬に測量を学ぶ(一八〇〇年以降幕府の命により行なった伊能の全国測量に参加する)

9 幕府、棄捐令を出す

5 幕府、朱子学のほか異学を講究することを禁ずる

この年、但馬養父郡竹内村の真宗門徒、教蓮寺門徒を離れ西本願寺直門徒となる

この年、豊岡の光行寺、興正寺末を離れ西本願寺直末寺となる

8 湯島聖堂を昌平坂学問所と改める

9 ロシア使節ラクスマン、根室に來航して通商を求める

2 庚戌

3 辛亥

5・8 仙石久道、初めて出石へ入部する(18歳)

5・13 出石城主仙石久道、老臣らに民間の貧富農業の勤惰等を観るべきためと称し、狐銃撃ちを令する

この年、出石藩、家中へ儉約条例を出す

この年、出石に心学講舎「日新舎」が設立される

4 壬子

2・9 出石城主仙石久道、大規模な追鳥狩を催す

2・15 城主久道、居城の廻る城山を舞台に鹿狩りを催す

3・18 城主久道、参勤交代のため江戸へ出発する

6・27 城主久道、姫路一五万石酒井雅楽頭忠恭の娘軽子と結婚す

8 湯島聖堂を昌平坂学問所と改める

9 ロシア使節ラクスマン、根室に來航して通商を求める

1795

1793

7
乙卯

5
癸丑

- る
- 10・11 城主久道、江戸詰め諸士の子弟を居間に召し出し、経書の輪講を行なわせる
- この年、和算家竹村好成(次助)没する(69歳)、(著書に『地方元距』乾・坤二巻がある)
- 2・5 肥前平戸領木原村石焼職人兵左衛門、再び出石を訪れる(小谷〔出石郡但東町〕原石を使って初焼きを試み、以後改良を重ねる)
- 4・6 伊豆屋弥左衛門、出石で初めて磁器焼成に成功する(桜尾の伊豆屋窯)
- 6 出石城主仙石久道、江戸より帰城する
- 11・25 城主久道、城山の鹿狩りを再び催す(以後、出石へ帰るたびに遊獵を行なう)
- この年、出石藩、美含郡丹生柴山番所勤番を強化する
- この年、総持寺山門再建される
- 5 出石城主仙石久道、江戸より帰城する(この年より、帰城の日には、町奉行ら城下入り口、馬場町上及び田結庄に騎馬にて出迎え、着後防火装束騎馬にて城下を巡らせる)
- 6・9 城主久道、「使番以上の諸有司、出仕・平常とも肩衣を着用すべし」と命ずる
- 8・29 出石城下洪水、増水九尺五寸となる

1 幕府、酒造制限を解除する

3 幕府、沿海諸藩に対し、警戒を嚴重にすることを命ずる

1799	1798	1797	1796
11 己未	10 戊午	9 丁巳	寛政8 丙辰

12 出石藩、一つの大庄屋組の中から一〇二名の庄屋を選び、取締庄屋とする制を始める

この年より出石藩、上げ米を停止する

この年、出石藩、地方知行制を復活する（海辺防備に農民を動員する体制づくりを目的とする）

この年、出石藩、地方知行制復活にともない領主の呼称を変更する（藩主は領主、村割り知行を受けた藩士のうち一〇〇石以上は地頭、それ以下は所頭と唱える）

5・16 桜井石門（太郎）、東門の長子として生まれる

この年、出石藩、兵太丸窯（日野辺）を藩有に切り替え直営とする
このころ、出石城下の柿谷・鶏塚で有望な原石（磁器原料）が発見される

4 但馬二方郡対田村に豊岡藩の札場役所が開設される

5 久美浜代官所、管内の村々に養蚕についての仕法を令達する

この年、上垣守国、但馬気多郡納屋村に蚕室を建てて養蚕業の改良に努める

この年、但馬豊岡に心学の含章舎が開設される

3 豊岡藩領で、御頼銀に反対して強訴がおきる

6 幕府、農村での演劇などを禁止する

このころ、但馬二方郡浜坂の市原惣兵衛、長崎よりともない帰った針職人高比良武兵衛・香具屋喜五郎の指

年 表

1805	1804	1803	1802	1801	1800
2 乙丑	文化1 (2・11) 甲子	3 癸亥	2 壬戌	享和1 (2・5) 辛酉	12 庚申
7・27 桜井東門、弘道館講師に任ぜられる	この年、仙石造酒、年寄に任ぜられる	9・9 『道徳大意』などがある この年、芦田仏白追悼句集『さくくの主集』が出版される 9・9 桜井東亭没する(59歳)、著書に『東亭文集』・『毛詩合解』・	この年、願成寺山門を建立する この年、和算家中村信成(次郎兵衛)、江戸西窪の八幡宮に算額を奉納する 1 出石藩、銀札発行継続願いを幕府に提出する	この年、出石藩、藩窯を採石地(柿谷・鶏塚)に近い城東の谷山字大谷に移し、磁器生産を開始する	2・15 出石城主仙石久道、江戸屋敷居間に仮舞台を設け、自ら囃を演ずる
	3 ロシア使節、長崎に米航し、貿易を求める	10 幕府、酒造減石を解除する	7 幕府、米価騰貴のため、酒造高を天明八年の半減とする この年、上垣守国、『養蚕秘録』を著わす この年、浜坂の針仕入問屋越前屋、京・大坂に針の販売を開始する		導によって縫針の製造を始める

文化3
丙寅

この年、出石郡香住村田井惣助、心学講舎「養浩舎」を開設する

この年、仙石造酒、勝手方がかりを命ぜられ、父久賢を助ける

1・26 幕府、ロシア船来着の際の取り扱い令を出す(文化の慥恤令・薪炭給与令)

9 幕府、米価低落につき、酒勝手造り令を発する

この年、伊能忠敬、山陰海岸を測量する

この年、但馬湯村の森田因山、句集『三日の月影』を刊行する

4 問宮林蔵ら、樺太探險に赴く

5
戊辰

2・11 出石藩、藩士に武備点検を命じ、その手当として一五歳以上の諸士子弟・小役人に至るまで金銀を支給する

2・15 出石藩、海辺防禦の手組を命ずるなど防備体制を強化する

6・29 大風雨洪水、田畑高およそ三万〇四六九石余に土砂流入する(山抜・川欠二四九か所、流家・潰家七〇軒)

10 堀田省軒、出石藩士本問義制の二子に生まれ、同藩士の堀田為恭の養子となる

11・8 出石藩、美含郡一日市村沖合に昨七日ごろ異国船が漂着したとの知らせを受け、直ちに目付役太田忠兵衛を視察に派遣する、翌日、物頭乗竹左右衛門らを派遣して漂流者(一三名)の検分を行ない、足輕を警備に当たらせる

この年、出石藩、美含郡一日市村沖合に昨七日ごろ異国船が漂着したとの知らせを受け、直ちに目付役太田忠兵衛を視察に派遣する、翌日、物頭乗竹左右衛門らを派遣して漂流者(一三名)の検分を行ない、足輕を警備に当たらせる

1814	1813	1811	1810	1809
11 甲戌	10 癸酉	8 辛未	7 庚午	6 己巳

11 仙石内蔵允久賢没する（嫡子造酒久恒が相続、二〇〇石加増の二二〇〇石となる）

1・20 出石藩、異国船漂流者を出石へ引き取る

1・29 乗竹左右衛門、幕府へ対する事件（異国船漂着）報告の使者を命ぜられ、江戸へ向けて出発する

2・11 出石藩、漂流者を長崎奉行所へ護送するよう命ぜられ、乗竹左右衛門を警備隊長として出石を出発する

この年、出石藩、弘道館の付属建物として寄宿舎を設け、「幽蘭舎」と名付けて全生徒を収容する

2・11 江戸大火で出石藩邸の中屋敷が類焼すると共に、上屋敷も土蔵を含め全てが焼失する（このため、しばらく中断していた上げ米を実施する）

8 出石町方と上野村百合との山論（斧・なたの使用をめぐる）、内濟人出合村庄屋善右衛門・桐野村庄屋六郎兵衛・奥山村庄屋小重郎に詳しいを委任して解決をみる（斧・なたの使用は禁止）

2・11 江戸市谷田町から出火、赤坂・青山より芝まで延焼する（死者二〇〇名に及ぶ）

12 幕府、酒造勝手造り令を停止し、一八〇六年の高に復させる、以後取り締まりを強化する

6 豊岡藩、生野銀山の大野彦右衛門から銀三〇貫目の融通を受ける
この年、伊能忠敬、播但街道を測量

文政1 戊寅
(4・22)

3 出石藩、財政困窮のため、家中に「御暮方半減令」を出し、村方に儉約を命ずる
この春、未生真流の開祖守本春甫、『未生真流家秘書』を著わす

4 幕府、真字二分判金を鑄造する

13 丙子

4 出石藩、上野本坊普請で初年度分二三〇〇両を上納する
5・1 出石藩、大庄屋・名主らを城内に集め、御用銀五〇〇貫の調達を依頼する
8・3~4 郡中洪水、田畑高二万七五七五石八斗二升二合が損毛となる
閏8・9 仙石久道の隠居所を「西御殿」と呼ぶように触れを出す

9 出石城主仙石政美、上野矢田一万石松平信明の女と結婚する
この年、出石藩際立って支出額が多く、六万両の借金を負う

文化12 乙亥

10 出石城主仙石越前守久道(40歳)が隠居し、美濃守政美が襲封する

5・15 仙石久道、城内二の丸西の郭に隠居所を建てる

5・26 久道、隠居所に入居する

6・15 仙石政美、入部する

10 仙石左京、一五〇〇石の家督を継ぎ、大老本席に任ぜられる
(父仙石久長、大老上席を退き隠居する)
この年、出石藩、上野本坊(寛永寺)普請の手伝いを命ぜられる

する
この年、諸国干魃のため飢饉

4 杉田玄白、『蘭学事始』できる

7 畿内・東海洪水

1821	1820	1819
4 辛巳	3 庚辰	2 己卯
<p>1・2 島村弘堂、豊岡藩士下村安右衛門の三子として生まれる <small>(出石藩士島村光恭の三女に配して嗣養子となる)</small></p> <p>4・10 出石藩、裏勘定所を設置する(才覚方が詰める)</p> <p>4 仙石左京、大老本席のまま、向こう三か年間勝手方がかり頭取に任ぜられる</p> <p>5・29 仙石左京、同年七月より向こう三か年間平均四割二分の上げ米実施を公表する</p> <p>7・29 出石城主仙石政美、重臣を城中に召し、仙石左京を大老職</p>	<p>8・7 仙石造酒、勝手方がかりから外され、江戸詰めとなる</p> <p>8・20 出石藩、才覚方を新設する(勘定奉行と取締との中間に位置する)</p> <p>12・29 牧宗宗寿(大徳寺管長)生まれる(下郷袴狭村)</p>	<p>この年、出石に縮緬機が導入される</p> <p>この秋、細見村と長砂・鳥居両村、志谷山(細見村所有地)の山手料で争論おこす(翌年六月に解決をみる)</p> <p>12 出石藩、不換紙幣(銀札小切手)を発行する</p> <p>この年、出石藩、産物会所を創設する</p>
8 畿内・東海など諸国大暴風雨	10 但馬浜坂村の木ノ実屋浅右衛門、私札を発行する	7 幕府、諸物価の引き下げを命ずる この冬、但馬浜坂村の森藍尾、『蒼竜発句集』を刊行する

3・10 出石藩、豊岡魚行商人の出石領内における活動の全面的禁止令を施行する

この年、出石藩、一二月一五日限りに豊岡魚行商人の出石立ち入り
を禁止する旨を令する（新設の出石魚市場へ魚を納入することは許
す）

に任ずる就任式を行なう

8 仙石左京、札幌引き替えを才覚方の管理下に置き、大坂商人に
対する大量の借銀交渉に当たらせる

11 出石藩、大坂の豪商鑑屋龍三郎ら七人に五万両の融資と銀札引
き替え保証を承知させる

12 出石藩、才覚方の名称を勘定吟味役と改める（取締頭取の権限
を吸収する）

5・15 仙石左京、新政策を発令する、①大坂借銀五万両返済計画
②財政増収策（イ諸商人問屋並びに株持ち編成令、ロ魚市場領内強
制誘致令、ハ産物会所仕法（生糸専売仕法））③諸経費の節約体制

5・16 出石藩、大庄屋らを城中に呼び寄せ、五万両のうち四万両
を村方から上納するよう依頼する（五か年賦、翌年には六か年賦、
実際はそれ以上に延引）

5・19 出石藩、町方の名主らを城中に呼び寄せ、残り一万両のう
ち三〇〇〇両の負担を要請する（残り七〇〇〇両は家中の上げ米を
充てる）

1 豊岡藩、骨柳師・仲買を地元の
骨柳問屋に従属させる
この年、但馬高瀬村の足立巨山、俳
諧集『足立草紙』を刊行する

7 甲申

- 4・5 出石大火(裏町民家小村屋より出火、裏町六五・鉄砲町二八・川原町一六五・田結庄町一一の計二六九軒が焼失する)
- 5 出石藩、産物会所(生糸集荷)鑑札所持を徹底させる、①鑑札交付を毎年行なう②交付事務所の分散(各大庄屋が鑑札を交付する)
- 6・11、18 出石藩、産物札の信用度が低いため、通用促進令を出す
- 7・21 出石藩、豊岡魚行商人の出石城下入り込み禁止令を解く
- 8・29 出石藩、上げ米中止令を公表する
- 9・1 仙石左京・岩田静馬・仙石左兵衛(左京の弟)が勝手方ばかりを退き、荒木玄蕃・仙石造酒が同かかりとなる(同時に勘定吟味役も全員入れ替わる)
- 10・29 出石藩、再び産物札の通用促進を触れる
- この年、出石藩産物会所、銀札・銭札を発行する
- 3・16 出石城主仙石政美、参勤交代のため出石を出発する
- 5・3 城主政美、麻疹にかかり没する(28歳)
- 5 出石藩、産物会所の生糸集荷について三つの点を改めることを令する、①「糸繭出来高」と鑑札商人へ売り渡した「糸高」の報告を庄屋に義務づける②鑑札運上を引き下げて無鑑札の一掃を図る③領外のみで糸買いを行なっていた領内商人にも鑑札所持を命ずる
- 7・9 仙石左京の懐刀宇野孫太夫・甚助父子、江戸屋敷勤めを命ぜられる(左京体制打破の動き)
- 7・13 出石藩、政美に嗣子がなかったため、久道が隠居後妾腹に

12 豊岡藩、産物会所を設置する

文政8 乙酉

もうけた子道之助を嗣子として幕府老中へ養子願いを提出し、受理される(政美の喪を伏せたままの計らい)

7・14 出石藩、政美の逝去を幕府に届け出る(同月二日三田永隆寺に葬る)

閏8・3 出石藩、幕府より遺領相違なく道之助に賜わる旨のお墨付きを下付される

9 出石藩、人事異動により左京人事を一掃する

12・3 荒木支蕃、勝手方がかりから退けられる

12・9 仙石造酒、大幅な人事異動を発令し、役所機構をもとに戻すことを宣言する(文政四年以前の制に還る)

12・21 仙石造酒、儉約令を出す

この年、氣候不順で秋より米価高騰する

1 出石藩、封札を命ずる(高・期限は不明)

2・9 仙石左京、御大老上席(藩政に関与できない地位)を命ぜられる

3 青木与惣・磯野源太左衛門、年寄に任ぜられる

5・14 出石藩、産物札を回収する(正銀札と引き替える)

6 出石藩、産物会所を閉鎖する(生糸専売制停止)

8 仙石造酒、青木与惣を江戸詰めとし、造酒の長男仙石主計を江戸より帰して勝手方がかりの相役とする

9・12 出石藩、名主・大庄屋・御用達ら四九名を城中に召し寄せ、札場立て直しにつき協力要請をする(大坂銀主から借銀して銀札総

12 豊岡藩、御用金三〇〇貫を賦課する

2 幕府、諸大名に異国船の打ち払いを指令する

7・29 豊岡藩で金銀売買の者や産物会所など三九軒ほどが打ちこわしに遭う

12 但馬浜坂村の藤田屋丈七ら三人、私札を発行する

この年の暮、全国的に銀相場の下落がおこる

10 丁亥	9 丙戌
<p>この年、多田弥太郎生まれる</p> <p>開する</p> <p>この年、出石燒窯元伊豆屋弥左衛門、窯を福住字浦山に新築して再開する</p> <p>3・11 出石藩、領内外の御用達らを城中に召し寄せ、年貢収納米等全貢租の直渡しを条件に融資組の編成を依頼する(受け入れられず藩の権威は大きく失墜する)</p> <p>3・29 仙石主計、領内外の御用達並びに領民に対し、借銀元利共向こう五か年間返済を停止する旨を令達する</p> <p>5・9 仙石主計ら勝手方がかり役人、辞職願いを出す</p>	<p>量を減らす)</p> <p>5 磯野源太左衛門、「幽蘭舎」を廃止する</p> <p>6 荒木玄蕃を江戸詰めとし、酒勾清兵衛を江戸より帰す(国元の年寄五人のうち岩田静馬を除く四人は仙石造酒の身内の者ばかりとなる)</p> <p>7・5 出石藩、上げ米割合と実施期日を発表すると同時に厳しい儉約令を発する</p> <p>9・27 造酒政権崩壊する(同役の不和により内部から崩壊)</p> <p>10・15 仙石造酒没する(60歳)</p> <p>10・25 仙石左京、再び大老職の職権を振るうことのできる地位に復帰する</p> <p>11・21 出石藩、銀札を全て引き揚げ、色変わりの新札に替える作業に入る</p>

文政11 戊子

- 5・17 出石藩、仙石主計らの処分を発令する（主計、一〇〇石減知の一〇〇石となり年寄を罷免される）
- 5・21 岩田静馬・青木弾右衛門・山村真、勝手方がかりとなる
- 5・25 関口貽助、藏元締席勘定所詰め勘定奉行差添に任ぜられる
- 6・3 宇野甚助、藏元締席勘定所詰め勘定奉行差添に任ぜられる
- 6・11 仙石左京ら年寄一同、面扶持願いを出す
- 6・14 河野瀬兵衛、隠居・蟄居申し付けられ、家督は弟に譲られる
- 6・26 出石藩、面扶持令を発する（同年冬より実施）、同時に厳しい省略令も発する
- 7・2 出石藩、融資組編成に応じなかった領内の御用達らを処分する
- 9・15 仙石左京、家中に藩の借銀総額を公表する（二七万両余）
- 10・21 関口貽助・金沢半藏・恵崎又左衛門・宇野甚助、勘定奉行に任ぜられる
- 5・21 仙石左京、銀札加印のため徒士組から毎日五人ずつ勘定所へ出仕させ、用人・郡奉行・勘定奉行には朝夕勘定所の見回りを命ずる
- 6・27 荒木玄蕃、江戸より呼び戻され、年寄を罷免される
- 8・16 江戸詰め用人原市郎右衛門呼び戻され、三〇石減知のうえ免職される（造酒派執政陣は全て姿を消す）
- この年より一八三二年まで、面扶持が実施される

12 幕府、シーボルトを出島に幽閉し高橋景保らを投獄する（シーボルト事件）

天保
1
(12・10)
庚寅

12
己丑

7・18 風雨出水、出石郡下郷一帯では稲が泥水に浸され収穫皆無となる

9・15 仙石左京、改革を発令する、①諸役所経費の勘定所一括払いの制を復活する ②郡中に対する定免制施行を宣言する

9・28 林鼎一、林黙然の子として出石に生まれる

10・2 出石郡下郷の村々、米収穫皆無につき皆無見分願いを出す

聞3 出石にお祓い(御幣)が降る(お蔭参りの波が当地方にも沸きおこり、たくさんの人が次々に伊勢参宮の旅に出る)

7・18 出水があり、出石郡下郷一帯では稲が一昼夜水につき、晩稲に甚大な被害が出る

8・21 出石藩、諸商売物値段方支配の設置を令する

9 下郷をはじめ領内の村々、皆無見分願い(年貢減免要求)を出す

9・11 山之中組の桐野組、皆無検分願いを取り下げる

9・15 出石藩、村々の皆無検分願いに対し、「当年は風水の故障もこれ無きに付」と断じたらうで、格別入念嚴重に検分を遂げる旨令達する

9・26 出石藩、検見役人を下郷に派遣し検分する(年貢減免要求は却下)

12・1 出石藩、値段抑制の具体例を示す(商店数を抑制、店役連上の復活)

3 豊岡藩、大坂登骨柳産物会所を産物会所より独立させる

12 生野銀山の千珠山大丸舗で出水がおき、一八人が溺死する

文化・文政年間、但馬養父郡八鹿村に立誠舎が設立される

文政年間 県内各地で農村歌舞伎が盛んに興行される

3 阿波国からお蔭参りが始まる

4 癸巳

3 壬辰

天保2 辛卯

6・晦日 伊福部社、建物ごとく焼失する
12・25 河野瀬兵衛、生野潜伏中を捕らえられる(身柄引き取りに

先駆といわれる)
この年、医師杉立賢(以成)、江戸詰め中に大木忠右衛門の娘の乳癌を手術して全快させる(南紀の外科医華岡青洲に学び、乳癌手術の
6・1 河野瀬兵衛、追放申し付けられる

1・16 荒木玄蕃・仙石主計・酒勾清兵衛・原市郎右衛門、仙石久道に仙石左京の政治を非難して上書を提出する(六日後、四人共滅知のうえ隠居を命ぜられる、仙石騒動のきっかけとなる)
3 因幡屋(奥田)勘五郎、城下西部の下村(福住)花山に窯を開く(同じころ、鹿兒島屋(秋山)肅平が下村寺屋敷に、伊佐屋(加藤)忠治が城下東部の谷山椋谷に、七味屋(角岡)平八が谷山揚枝谷にそれぞれ開窯する)

4・11 下郷農民一揆の入牢者(福居・伊豆村各一名、大谷村二名)、赦免を受け帰村する
この年、高岡焼の創始者高岡源蔵(号閑亭・静観)生まれる
12・15 下郷で年貢の減免を求めて農民一揆がおきる(定免制実施に反対する)
このころより、一八四四年ころまで民間諸窯が勃興する(出石焼の興隆期)

9 2 豊岡藩、藩校稽古堂を開設する
幕府、酒造高を三分の二に減ず

この年、但馬村岡の旗本山名義嗣、明倫館を開設する
この年、幕府、農村の演劇を禁止し、罰則を定める

11 幕府、諸国の石高を調査する

6 己未

5 甲午

四か月余を要する)
 12・27 河野瀬兵衛、親類一同から義絶される
 この年、仙石左京、上書事件で面扶持が限界にきたと判断し、満額支給に返す

1・16 河野瀬兵衛に同調した荒木玄蕃・仙石主計・酒勾清兵衛・原市郎右衛門ら四重臣、瀬兵衛との関係を糾問(再審査)される(親類預けとなる)

4・22 原市郎右衛門没する

9・4 仙石久道没する(61歳)

1・26 荒木玄蕃・仙石主計・酒勾清兵衛ら三重臣、剃髪の上入牢(座敷牢)申し付けられる(前年の再審査に係る処分)

2・21 仙石左京、隠居願いを出す(受理されず)

4・21 神谷転(当時僧籍の身)、江戸町奉行筒井政憲配下の手によ
 り捕らえられる(身柄引き取りをめぐる相克が仙石家の内紛を公裁
 の場へ持ち込む)

6・7 河野瀬兵衛処刑される

9・5 幕府、仙石家内紛の公裁を開始する(老中水野忠邦と組んだ
 寺社奉行脇坂安董らが裁く)

12・9 幕府、仙石家内紛の裁許結果を公表する(出石藩主仙石久
 利の封地を三万石に削り閉門申し付ける、又、家老仙石左京を主家
 乗っ取りの首謀者として獄門に処する、岩田静馬・宇野甚助も同時

る
 この年、飢饉はげしく、打ちこわし
 がおきる

この年、諸国飢饉、米価騰貴する

8
丁酉

- 1・25 出石藩、他領札通用禁止令を解く
 2・9 出石藩、上げ米を発令する
 5 出石城主仙石久利、入部する

この年、出石藩、海岸防備のための浦手組を解散する
 この年、天候不順により大凶作

りとなる)
 10・28 桜井一太郎、御目付格勘定奉行を命ぜられる
 12・5 上げ知された村々の引き渡しが終わる(久美浜代官所預かりとなる)

6・1 仙石主計・荒木玄蕃・酒勾清兵衛、年寄復帰を命ぜられる
 6・23 加藤弘之生まれる(出石城下下谷)
 9・19 出石藩の上げ知村々、公表される(養父郡の一部、気多・美含郡全部、丹後両郡と美作勝南郡全部)

5・11 仙石家、閉門解かれる
 6・1 仙石主計・荒木玄蕃・酒勾清兵衛、年寄復帰を命ぜられる
 6・23 加藤弘之生まれる(出石城下下谷)
 9・19 出石藩の上げ知村々、公表される(養父郡の一部、気多・美含郡全部、丹後両郡と美作勝南郡全部)

2・25 出石藩、惣町へ御救米一五〇石を給する
 3・4 美含郡訓谷村庄屋善左衛門ら三名、出石藩領への残留を嘆願するため寺社奉行脇坂安童へ駕籠訴する(以後出石藩領民、四月にかけて老中や寺社・町・勘定の三奉行ならびに大目付に対し、駕籠訴・箱籠訴・捨て訴を繰り返す)

に処刑される、仙石小太郎は遠島となる(仙石騒動)
 この年、小島徳助、馬場町に私塾を開設する
 この年、度重なる出水により大凶作(出石郡下郷、稲も稗も皆無)

天保7 丙申

- 2 大坂に大塩平八郎の乱おきる
 6 アメリカ船モリソン号、浦賀に入港する

この年、諸国飢饉(未曾有の凶作)、六月以降各地に打ちこわしがおきる
 12 幕府、藩札の流通状況を調査する

10 己亥

9 戊戌

この年、米価騰貴する（平年では一石六五匁の米価が、この年二月で二〇〇匁・四月二三〇匁・五月二七〇匁となる）

3・27 桜井一太郎、勘定奉行を請ける（三月二三日勘定奉行加わりの命を辞退）

3 関口齡助、蟄居を許され逼塞に減刑される

7・21 出石藩主仙石久利の後見人阿部・中川両侯、後見役を免ぜられる

8・18 関口齡助、再蟄居となる、森井彦助、三〇石減知のうえ謹慎を命ぜられる（齡助の財政再建策に共鳴した彦助が齡助の再登用を進言したため、玄蕃の怒りをかう）

9 大黒屋（武田）喜平、伊佐屋窯（土焼き）を譲り受けて石焼きを始める

このころ、藩窯（大谷窯）の全面委託を受けて営業を続けていた茜屋（森島）善右衛門、経営難に陥り、新たに和泉屋（長谷）六右衛門の経営参加を得る

3・29 出石藩、面扶持を発令する

3・29 仙石主計没する（49歳）

4・12 桜井一太郎、勘定奉行を罷免される

7 晦日 荒木玄蕃、年寄を解かれ、大老席にまつりあげられる

10・17 出石藩、家中に内職あっせんを達する
10 大坂商人・地元有力者らによって、出石藩の融資団が結成される

1 緒方洪庵、大坂瓦町に適塾を開設する

5 蛮社の獄おさる

天保11 庚子

11・15 原司書、家中一同に藩財政再建方策について意見具申を求める旨令する(関口貽助に意見開陳の機会を与える)

11 酒勾清兵衛、江戸より帰着、名を内記と改め年寄筆頭として藩政を指揮する(清兵衛、勝手方がかりとなり、相役に甥の原司書を任ずる、勝手方がかり用人に稲垣源五右衛門・森井彦助・酒勾彦三が任ぜられる)

12・12 関口貽助、蟄居を解かれる

12・18 出石藩、領内の手組の大庄屋ら六名を呼び出し、融資組織の合意を取りつける

この年、酒勾清兵衛、二大政策を発令する、①融資組織の編成②産物会所の復活

この年、上野・日野辺・桐野の三か村入り会いの四万谷・山才に山論おきる(桐野村大庄屋福富甚太夫扱いにより、日野辺村だけに改め書が手渡される)

1・15 森井彦助、勝手方がかり用人に任ぜられる

1・25 関口貽助、元方勘定所御雇いを命ぜられる

2・15 出石藩、足軽・中間人数削減を発令する(天明年中以来の新抱えの者)

2・25 関口貽助、産物方がかりと札場がかりの兼任を命ぜられる

2・29 出石藩、他領札通用禁止令を出す

4・19 出石藩、年貢直渡しを条件に編成した御用達・大庄屋らの融資組に対する規定書に調印する

12 辛丑

- 4・22 出石藩、出石博勞町奥山屋与右衛門・宵田町塩屋次郎兵衛の兩名を産物方系問屋に命ずる
 - 5・1 出石藩、産物会所再開令を発令する
 - 5・28 関口貽助、伴四郎左衛門と共に郡奉行・町奉行・元方勘定奉行の三奉行兼任を命ぜられる
 - 9・11 出石藩惣役人、惣出仕のうえ融資組織を憤った藩主久利の直書を拝見する（借銀の返済停止、融通させた銀は全て借銀、年貢は直渡しせず残らず収納等命ずる）
 - 9・29 出石藩、足軽・中間人数削減を発令する（御所替えの後、召し抱えの者）
- この年、浜司焼の創始者倉谷溪司生まれる
- 1・12 磯野六郎次、禄を七〇石削って一三〇石とされ、隠居・蟄居を命ぜられる（家督は息子に譲る）
 - 3 酒勾清兵衛の二男金沢源之進、勘定奉行から用人へ昇格する
 - 9・13 桜井一太郎、家族と共に京都・江戸・但馬国内の徘徊を禁じられ、追放される（父良藏は城下居住を許される）
 - 9・17 荒木玄蕃、絶家処分となる
 - 10・26 仙石内蔵介（主計の息子）、一一〇〇石の家禄を給され、「持鎗御免」の榮譽を与えられる、同時に酒勾清兵衛も三五〇石年寄座上とされ、公式行事のときは「持鎗御免」の特権を許される
 - 11・5 出石入封後抱えの侍、無勤・郷方居住を命ぜられる
 - 11・18 伊福部社、再建成立る

11 幕府、酒造石数の半減を命ずる

5 幕府、天保の改革始める
この年、久美浜代官支配の但馬沿海三郡を幕府勘定吟味役が巡見する

天保
13 壬寅

11・24 出石藩、他領札通用禁止通達を出す

12・28 出石藩、但馬海岸防衛のための御手組を再組織する

14 癸卯

1・2 精畊宗侃生まれる(山之中中山村)

5・27 出石藩、幕府老中海岸がかり土井利位へあて内願書(先年御上げ知に相成り候御場所海岸防禦の儀)を提出する(一八四四年二月却下される)

7・12 関口齡助、自害する(第二次仙石騒動おきる)

8・12 酒匂清兵衛・彦三父子、阿部・中川両侯の糾問を受け自決する

8・15 出石藩、真田幸貫老中の内意により、中川・阿部・九鬼三侯の立ち会いのもとに新体制人事を発令する(土岐午之助、年寄筆頭に任せられ仙石右馬助と改名し、甥仙石内蔵介の後見人となる、堀新九郎年寄に、磯野六郎次用人に、桜井一太郎帰参を許され弘道館教授に復帰、勘定奉行頭取を兼帯)

8・15 神谷転、帰参を許され、兄七五三跡一五〇石を相続し、七蔵(兄の子)を養子にすることを命ぜられる

7 豊岡藩、物価の二割ないし二割五分の引き下げを命ずる

7 幕府、異国船打払令を止め薪・水・食糧の供給を許す

10 幕府、諸大名の専売制を禁止する

1844

弘化¹
(12・2)
甲辰

- 8・18 仙石家の後見人阿部・中川両侯、酒勾彦三の行為を殊勝として家名断絶は許し、息子久太郎に新知一〇〇石を与える
- 8・20 荒木玄蕃、蟄居は解かれるが、その身の不行跡を責められ隠居のままとされる(嫡子信太郎に新知三〇〇石が与えられる)
- 8・29 出石城主仙石久利、江戸を出発、帰国の途につく
- 9・13 桜井勉生まれる(出石伊木町)
- 9 原司書は追放、森井彦助は絶家、その他の年寄は滅知のうえ隠居申し付けられる
- 10・22 側用人渡辺要人、藩主久利に関口貽助再登用をとりなしたとして揚屋入りを申し渡される
- 10・26 神谷転没する
- 12・6 藩主久利、後見家中川侯派遣の長塩堅蔵の指揮に基づき家臣に家禄半減を申し渡す(但し、蔵米取り以下はこれよりゆるい)
- 12・20 土岐鋭雄(仙石政固)、土岐兵庫政賢の長男として生まれる
- 12 出石藩、他所銀札通用禁止令を出す
- この年、桜井石門(二太郎)、出石藩政務の混乱を処理するため、召還されて参政に任ぜられる、仙石騒動による削封の回復に努力し村替えと藩士の復禄につとめる
- 4 丹後岩瀧村徳蔵、銀札加印許可を受ける
- 5・12 気多郡新村太左衛門・堀村新兵衛・上石村左衛門の三名、義倉銭札加印発行願いを出す(拝借三〇貫匁)
- 6・1 出石藩、義倉再興令を出す(寛政以来)

9 幕府、江戸・大坂十里四方の上知令を出す

閏9 幕府、上知令を撤回し、老中水野忠邦を罷免する

この年、久美浜代官、支配下の村々に遊芸・歌舞伎・浄瑠璃の類の興行を禁止する

弘化2 乙巳

3 丙午

4 丁未

8・9 材木町に義倉役所が設立される
この年の暮、出石藩、義倉銭札を発行する

1・25 桜井(木村)熊二(桜井勉の次弟)生まれる
9 出石藩主仙石久利、海岸防禦の手組編成を改めて申し付ける

2・29 出石藩で近江商人松居恒右衛門加印の出石藩義倉銭札が発行される(江州札と呼ばれる)

5 出石藩、刈畑開発制限を令する

5 阿部・中川両侯、天保一四年以来の後見を断る

7・1 出石藩、町方・郷方に儉約令を出す

11・1 出石藩、産物会所再開令を発する

11・15 出石藩、藩士家族へ内職斡旋を達する

この年、経王寺鐘楼上棟する

1 出石藩、藩札引き替えを停止する

3 出石藩、領内へ御用銀を頼むと共に銀札六六貫匁を封札にすることを命ずる

4 出石藩で、京都商人伊勢屋藤兵衛・鏝屋甚兵衛加印の義倉銭札が発行される

5 出石藩で、大坂銀主たち加印の新銀札が発行される

6・12 出石藩、産物会所糸間屋再開令を発する

8・11 出石藩、義倉銭札のうち江州札と元方札の引き替えを休止

問5 アメリカ東インド艦隊司令長官
ビッドル、浦賀に来航、通商を求め
る

6 池田草庵、但馬養父郡宿南村に
青谿書院を開設する

1849

1848

嘉永¹
(2・28) 戊申

2 己酉

する

10 出石藩、用人堀深作・郡奉行波多勘左衛門・勘定奉行西山平左衛門らを「焼物方がかり」に任じ、焼物生産奨励の体制を整える

(産物会所の充実を焼物生産に求める)

この年、大凶作

この年、堀田省軒、私塾「黙識齋」を谷山町に開設する(一八六二年廃業)

2・24 桜井一太郎、願いにより勘定奉行を免ぜられる(三月一日一太郎隠居、養子宣藏に家督九二石)

3 出石藩、御役人役高減少令を出す

7・1 出石藩、家中への融資困難を令する

この年、多田弥太郎、長崎に出て西洋流砲術を学ぶ

この年、中村の伊福部神社裏山に巡拝道を勧請する(八八か所の石仏が一つの山を巡って祀られる)

5・15 出石藩、他所銀札通用禁止令を出す

7 出石藩、義倉銭札のうち元方札の引き替えを再開する(値は半分)

7 出石藩で、出石郡平田村五左衛門・久畑村理右衛門・中山村三郎右衛門加印の新銭札が発行される

10・17 多田弥太郎、長崎より帰藩し、木製砲を試射する

11・12 出石藩、義倉方改革により義倉役所は閉鎖し、勝手方に吸

5 壬子

1・26 村替えによる家中の禄の増額が発令される(加恩分を含め

4 辛亥

1・5 堀新九郎、出石藩主仙石久利から「当家中興の忠臣」とた
たえられ、家格は仙石織人同様、持鎗を許される
12・7 幕府、出石藩に村替えの沙汰を發する(藩の封地の一部が
変更され、二五二一石七九六合四九五才が増される)
この年、見性寺鐘樓上棟する

嘉永3 庚戌

取する旨及び閉鎖事務取り扱い中の元方札引き替え休止を令する
11・12 桜井一太郎、義倉方出役を差し留められ、親類以外の者と
の面会は遠慮するよう命ぜられる
11・17 出石藩、元方義倉錢札を銀札に統合する

2 出石藩、義倉錢札のうち罌屋札の引き替えを停止する

4 出石藩、海岸防禦の節の心得を明らかにする

5 出石藩で、丹後の小室八藏・三上金兵衛・山本善次加印の義倉
錢札(丹組加印札)が発行される

9・2~3 風雨烈しく大洪水となる(大橋下にて九尺三、四寸)

12・18 桜井一太郎(石門)没する(52歳)、(門弟に堀田省軒・島村
弘堂・高橋甲太郎、著書に『但州叢書』、『続但馬考』(未完))

12・21 村替えに係る幕府の上意、出石藩邸に届く(堀新九郎・桜
井一太郎の周旋による)

安政 1 甲寅

6 癸丑

仙石織人八〇〇石・荒木頼母五〇〇石となる)

3・3 堀新九郎、村替えにより五〇〇石を与えられる(減禄前二
三〇石、減禄され一一五石、家中一般の増禄により一七〇石、加恩
分三三〇石)

5 堀新九郎の長男鯉助、召し出されて用人となり、新知一〇〇石
を給される

この年、桜井一太郎の長男熊一、召し出されて新知一〇〇石が与え
られる

この年、大塚兵庫の子重次郎、出石藩に召し抱えられて五〇石が給
される

6 出石藩砲術師範の太田彦太夫、西洋流大筒ホイッスル鑄造を命
ぜられる

8 出石藩主仙石久利、直書をもって綱紀肅正を促す

10・21 太田彦太夫、西洋流大筒ホイッスルを完成する(一〇月七
日試射を行ない、藩主の視閲を受ける)

11・5 荒木帯刀(玄菴)、謹慎申し付けられる

12・1 出石藩、日本海岸防禦陣備立心得を明らかにする

12・1 堀新九郎、隠居し、息子の鯉助が年寄となる(新九郎、隠
居後も年寄として政務をみる)

12・17 松井昇生まれる(城下上馬場)

1・20 出石藩、村割りII地方知行の復活を令する

6 アメリカ東インド艦隊司令長官
ペリー、軍艦四隻を率いて浦賀に来
航する

7 ロシア極東艦隊司令官ブウチャ
ーティン、長崎に来航する

9 幕府、大船建造の禁止を解く

1・16 ペリー、再び浦賀に来航す

- 1・28 出石藩、海防手組の改革を発令する
 - 2・11 出石藩、海防にともなう行軍試し実施要領を示す
 - 2・28 出石藩、西洋流大筒の製造を命ずる
 - 3・13 出石藩、先に製造を命じた西洋流大筒が完成する
 - 3・15 出石藩主仙石久利、砲術につき古流・西洋流のいずれを学ぶかは各自の意志に委せる旨令する
 - 3・19 藩主久利、参勤交代のため出石を出発する
 - 3 出石藩士多田弥太郎、江戸に出奔する
 - 4・1 出石藩、砲術はあくまで古流を御家流とする旨令する
 - 4・16 多田弥太郎、中川久昭の屋敷へ駆け込み、堀父子施政糾弾の上書を提出する
 - 4・28 かつての側用人渡辺要人、座敷牢内で自害する(藩主久利に関口齡助再登用をとりなしたとして幽閉されていた)
 - 5・26 中川久昭、上書に対する仙石家の返答書を受け取る(弥太郎の引き渡しを求め)
 - 6・12 多田弥太郎、出石藩へ引き渡される(吟味の結果、堀父子の専横は立証できず以後長い牢生活が続く)
 - 6・18 高橋甲太郎、捕らえられ入牢(弥太郎に連座)
 - 7 藩主久利、多田弥太郎上訴につき、向後軽率なふるまいのなきよう直書をもって戒める
 - 9 出石藩、海岸警備の応援を命ぜられる
 - 12 出石藩、銭小切手を発行する
- この年、和算家竹村好博(喜平太)、『対数表精解』を著す(ほかに

る
3・3 幕府、日米和親条約を締結する

8・23 幕府、日英和親条約を締結する
12・21 幕府、日露和親条約を締結する
12・23 太政官符を下して諸国寺院の梵鐘を銃砲に改鑄させる

年 表

1858	1857	1856	1855
5 戊午	4 丁巳	3 丙辰	安政2 乙卯
7・28 田中壤生まれる(出石松枝町) この年、島村弘堂、私塾「松琴楼」を伊木町に開設する(一八六八年廃業)	12・24 出石藩主仙石久利、仙石織人・磯野一騎・荒木頼母・岡部長左衛門の四名の年寄を御前に召し寄せ、高嶋流引き立ての儀をくと命ずる この年、和算家竹村好博の門人與田秀貫(乾右衛門)、『平測捷経表』を著わす	6・4 桜井東門没する(81歳)、(著書に『東門日乗』、『東門雜記』、『東門詩稿』などがある) 12・27 荒木帯刀、謹慎を解かれる	『地球経緯度里数表』・『円中三円術解』など和算書を出版する) 1・15 出石藩、家中に内職斡旋を達する 5・18 出石藩主仙石久利、参勤交代で江戸より帰城する 5・晦日 出石藩、松紐手に台場(砲台設置の場)を設置する 6・17 藩主久利、高嶋流(西洋流)砲術を御家流にすると宣言する 8・11~16 藩主久利、総勢一八〇人を召し連れて美含郡海岸部の巡察に出かける
6・19 幕府、日米修好通商条約に調印する	4・23 井伊直弼、大老に就任する 4・23 幕府、日米修好通商条約に調印する	2・11 幕府、洋学書を著書調所と改称する 2 生野代官所、支配の村々から「産物取調書上帳」を提出させる 6 但馬広谷村の年寄惣右衛門、但馬の養蚕について建言する 12 但馬浜坂村の平祐・伊八郎ら、長期の融通切手を発行する	3・3 幕府、毀鐘鑄砲を幕領・私領に令達する 10・15 幕府、日仏和親条約を締結する 12・23 幕府、日蘭和親条約を締結する

万延
1
(3・18) 庚申

安政
6 己未

閏3・10 出石藩士加藤弘之、蕃書調所の教授手伝いとなる
この年、守本春甫、『一帆青』を著わす

5・18 出石藩、これまで通用の錢切手を新切手と引き替える旨令
する

7 幕府、一〇日にオランダ、一一日にロシア、一八日にイギリスと修好通商条約に調印する
9・3 幕府、フランスと修好通商条約に調印する

5・24 幕府、二朱銀・小判・一分銀を鑄造する

5・28 幕府、神奈川・長崎・函館を開港、米・英・仏・露・蘭との貿易を許可する

6・20 幕府、舶来武器の購入を許可する

8 安政の大獄始まる

3・3 井伊直弼、桜田門外で殺害される

閏8・18 幕府、大判改鑄を指令する
11・1 皇妹和宮の家茂への降嫁を發表する

このころ、浜坂村の庄屋長十郎が私札を發行する